

刈谷市告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり南部生涯学習センター及び北部生涯学習センターにおける収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

一般社団法人刈谷にぎわいオフィス

(2) 事務所の所在地

刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和 6 年 3 月 11 日

2 収納の事務を委託した歳入

(1) 名称

ア 南部生涯学習センター施設及び附帯設備使用料

イ 北部生涯学習センター施設及び附帯設備使用料

(2) 委託をした日

令和 6 年 4 月 1 日

(3) 委託の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

刈谷市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり刈谷市産業振興センターにおける収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月8日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

一般社団法人刈谷にぎわいオフィス

(2) 事務所の所在地

刈谷市東陽町1丁目1番地

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和6年3月11日

2 収納の事務を委託した歳入

(1) 名称

刈谷市産業振興センター使用料

(2) 委託をした日

令和6年4月1日

(3) 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

刈谷市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

一般社団法人刈谷にぎわいオフィス

(2) 事務所の所在地

刈谷市東陽町1丁目1番地

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和6年3月11日

2 収納の事務を委託した歳入

(1) 名称

ア 体育施設使用料のうち刈谷市体育館使用料、刈谷球場使用料、港町グラウンド使用料、小垣江グラウンド使用料、井ヶ谷グラウンド使用料及びウイングアリーナ刈谷等使用料

イ 射撃証明手数料

ウ 会員制参加料及び学校体育施設等利用実費徴収金

エ 雑入のうち消耗品売上収入及び電話料実費徴収金

オ 公園使用料のうち青山公園グラウンド使用料、野田公園グラウンド使用料、狩野公園テニスコート使用料及び洲原テニスコート使用料

(2) 委託をした日

令和6年4月1日

(3) 委託の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

刈谷市告示第 3 1 号

令和 4 年刈谷市告示第 3 2 号（刈谷市税等納付事務における指定納付受託者の指定）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 1 日

刈谷市長 稲 垣 武

「市県民税」を「市民税、県民税及び森林環境税」に改め、「国民健康保険税」の次に「並びにそれらの延滞金」を加える。

刈谷市告示第32号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条の規定に基づき、令和6年度
固定資産の価格等の全てを固定資産課税台帳に登録した。

令和6年4月12日

刈谷市長 稲垣 武